

# 第1章 計画策定の趣旨と背景

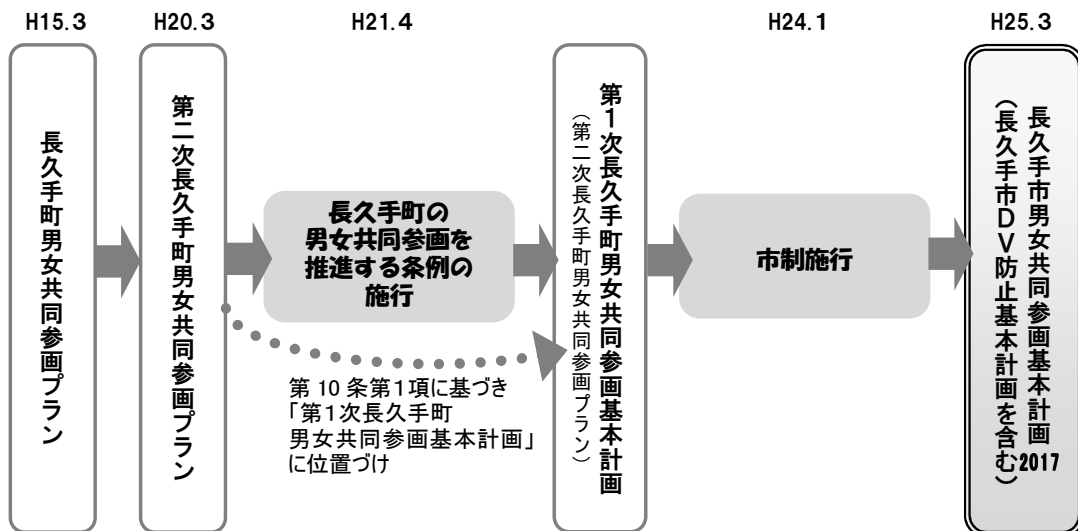
## 1 計画策定の趣旨と背景

本市では、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合えるまちづくりを、市民・学校・企業・行政など市全体で進めていくための指針として、2003年（平成15年）3月に「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。2008年（平成20年）3月には、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定し、さらに、2009年（平成21年）4月には「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、それに伴い「第二次長久手町男女共同参画プラン」を「第1次長久手町男女共同参画基本計画」に位置づけるなど、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。2012年（平成24年）1月には市制が施行され、市の活性化に向けた男女共同参画の取組の一層の強化が求められています。

この間、全国的に少子高齢化や家族形態の多様化、雇用・就業環境の変化などが進み、社会情勢が大きく変化してきました。男女共同参画については、2006年（平成18年）6月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、2007年（平成19年）7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」の改正がなされ、さらに2009年（平成21年）6月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正がなされるなど、法律や制度面で男女共同参画を推進するための基盤は整備されつつあります。しかし、人々の意識や生活の中では、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、なお一層の意識改革が必要な状況にあります。

こうした流れを踏まえ、これまでの取組の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込みながらさらに発展させる新たな計画、第2次長久手市男女共同参画基本計画として、「長久手市男女共同参画基本計画2017（DV防止法に基づく市町村基本計画（以下、「長久手市DV防止基本計画」という）を含む）」を策定します。

### ■「長久手市男女共同参画基本計画」の流れ



## 2 近年の動向

---

### (1) 世界、国の動き

国際連合は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「世界女性会議」では、女性の自立と地位向上をめざした10年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

その後「国際婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が1979年(昭和54年)に採択されると、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるなど、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しています。

近年では、その動きはますます活発化するとともに、「国連環境開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などの様々な世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

我が国でも、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「DV防止法」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、法律や制度面の整備が進められました。2010年(平成22年)には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### (2) 愛知県の動き

愛知県においては、1989年(平成元年)に女性行動計画「あいち女性プラン」が、1997年(平成9年)には「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。2001年(平成13年)3月には「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受けて「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2002年(平成14年)3月には、県・県民・事業所の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005年(平成17年)12月には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定(その後、平成20年3月に改定)されるとともに、2006年(平成18年)10月には、社会情勢の変化や国の「第2次男女共同参画基本計画」の方向性等を受け、計画の体系や施策の方向、数値目標などを見直した「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」が策定されました。2011年(平成23年)3月には、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”を重点目標とした「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。

### (3) 長久手市の動き

本市では、1999年（平成11年）に「第4次長久手町総合計画」を策定し、基本計画の中に男女共同参画社会の形成を取り上げ、「豊かな人と心を育むまちづくり」を推進してきました。

2000年（平成12年）6月には「長久手町男女共同参画社会懇話会」を設置し、男女共同参画についての住民アンケートを実施し、本市の実態を把握しました。

2003年（平成15年）3月には「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。また、2006年（平成18年）2月には、長久手町男女共同参画情報紙「コモン」を創刊しました。

2008年（平成20年）3月には、「長久手町男女共同参画プラン」の実施期間の終了を受け、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、2009年（平成21年）4月には、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を目的として「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、また、同年3月には条例に基づき、男女共同参画基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議することを目的として「長久手町男女共同参画審議会」を設置しました。2011年（平成23年）1月には中学2年生を対象とした男女共同参画情報紙「自分らしく」を創刊し、若年層に向けた男女共同参画の普及を推進しています。

2012年（平成24年）4月に、家庭児童相談室を開設し、DV<sup>1</sup>に関する相談や、DV被害者の安全確保に関する支援を推進しています。同年、「第1次長久手町男女共同参画基本計画（第二次長久手市男女共同参画プラン）」の実施期間の終了を受け、市民意識調査や関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどから市民の意見を取り入れ、「長久手市男女共同参画基本計画 2017（長久手市DV防止基本計画を含む）～明日へ未来へ Nプラン～」を策定しました。



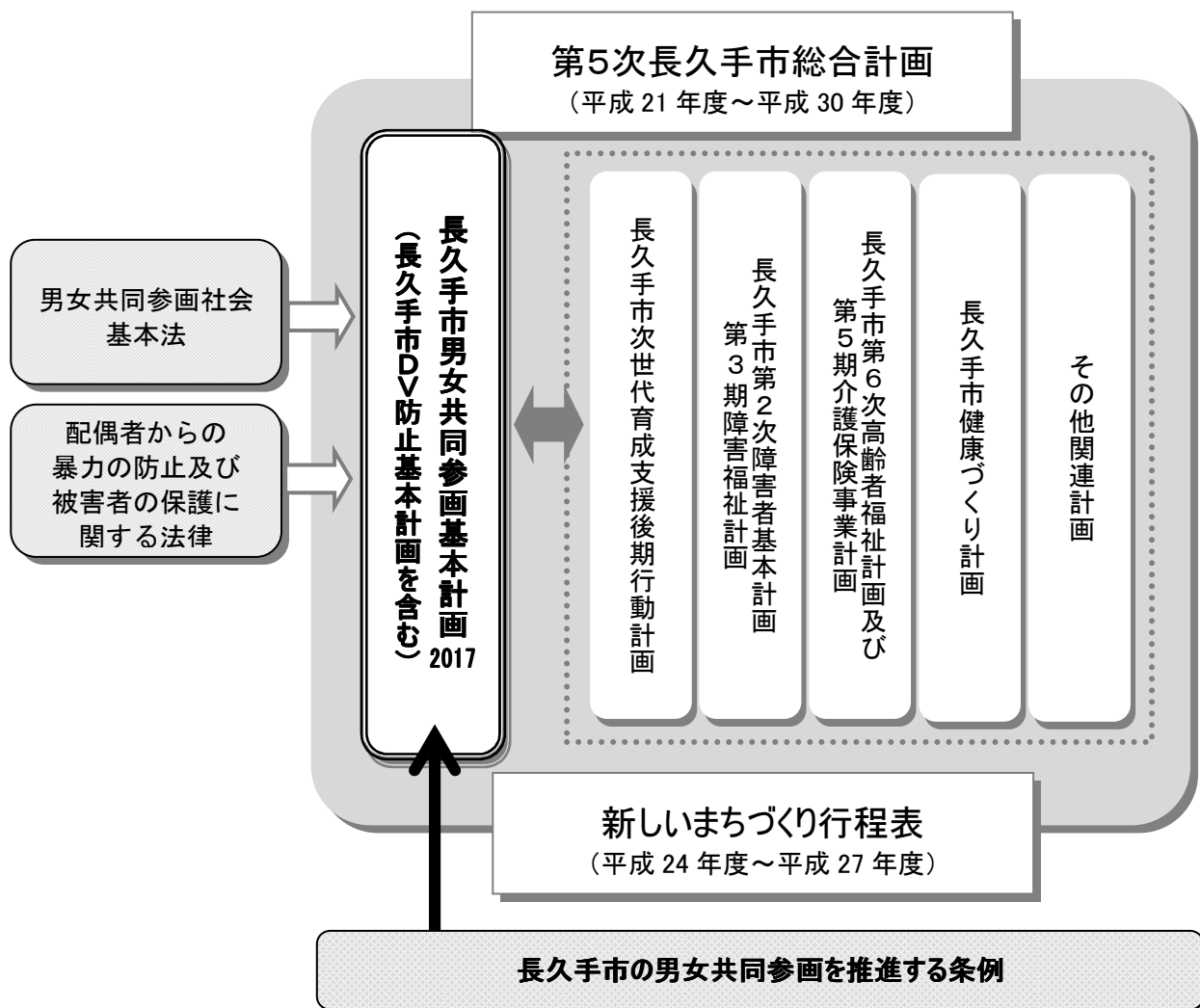
<sup>1</sup> DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけられるとともに、本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。また、「長久手市の男女共同参画を推進する条例」の第10条第1項に定められた「長久手市男女共同参画基本計画」として位置づけることとします。

本計画は、福祉、児童、就業をはじめ、多岐の分野と関連するものであるため、「第5次長久手市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の分野別計画と整合を図ります。また、「日本一の福祉のまち」を目標に掲げ、まちづくりの基本的な方向性を定めた「新しいまちづくり行程表」を踏まえて策定します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ必要に応じて、随時計画内容の検討と見直しを行います。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 次長久手町男女共同参画基本計画（前計画）									
				見直し	長久手市男女共同参画基本計画 2017 （第 2 次長久手市男女共同参画基本計画）				
									見直し

